

【延長】指定ごみ袋以外でも燃やすごみを出せます

(臨時措置期間を10月10日まで延長)

日時	令和8年10月10日(土)まで
内容	本市指定ごみ袋について、一部販売店で品薄・欠品の状態が依然続いており、市民の皆様が購入できないことがある状況となっています。 このような状況を踏まえ、当初令和8年8月8日(土)までとしていた市指定ごみ袋に関する臨時措置の期間を、令和8年10月10日(土)まで延長することとしました。 市民の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。 <u>使用できる袋は、15Lから45Lの透明または半透明のポリエチレン製の袋で、中身が出ないように口を縛っていただく必要があります。</u> なお、燃やすごみ以外の資源物、粗大ごみ、燃やさないごみなどについては、通常どおり指定の方法で出してください。ごみの収集日時・場所に変更はありません。 【使用できない袋】 ・段ボールや紙袋などポリエチレン製でない袋 ・中身が見えない袋 ・穴があり水分が漏れる袋 ※この臨時措置を延長する場合は、9月15日(火)に市ホームページ及びSNSでお知らせするとともに、広報かこがわ10月号にも掲載する予定です。 また、指定ごみ袋は通常どおり製造されていますので、必要分のみの購入にご協力ください。 (初めて ・ 恒例 ・ 2回目 ・ 3回目)
目的・背景 その他	昨今の中東情勢の影響により、指定ごみ袋の原材料供給等に影響が生じ、製造事業者は通常どおり製造しているものの、店頭での指定ごみ袋が品薄となっている状態が続いているため。
市ホームページ	掲載済み ・ 掲載予定(●月●日) — — 掲載しない
広報かこがわ	●月号に掲載 ・ 10月号に掲載予定 ・ 掲載しない

問合せ先

加古川市環境政策課 079-426-5440 (担当: 馬田・山田)

期間
延長

「指定ごみ袋」が入手困難な場合／
令和8年10月10日[※]まで

※広報かこがわの各戸配布時期を考慮して終了日を設定しています

燃やすごみを「指定ごみ袋」以外でも出すことが
できます

※この措置を延長する場合は、9月15日にホームページ、SNSで
お知らせします（広報かこがわ10月号にも掲載予定）

昨今の中東情勢の影響で、店頭での「指定ごみ袋」が品薄と
なっています。そのため、
一時的に「指定ごみ袋」以外の袋を利用したごみも収集しま
す。ご理解・ご協力をお願いします。

使用できるのは透明または半透明の袋

OK

- ポリエチレン製の袋（ポリ袋）
- 無地でなくてもOK
- サイズは15Lから45Lまで
- 厚さはどんな袋でもOK
- 中身が出ないよう口を縛る

中身が見える



ポリエチレン素材以外や中身が見えない袋は収集不可

- × 段ボールや紙などのポリエチレン製でない袋は不可
- × 中身が見えない袋は不可
- × 穴があり水分が出る袋は不可

中身が見えない

ポリエチレン製でない



燃やすごみ以外の資源物・粗大ごみ、燃やさないごみなどは通常どおりの出
し方をお願いします。ごみの収集日時・場所も変更はありません。

問合せ先

指定ごみ袋について ▶ 加古川市 環境政策課 079-426-5440
ごみの収集について ▶ 加古川市 環境第1課 079-426-1561

くわしくは

